

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

市長室

行財政局

目 次

I	令和4年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和4年度神戸市一般会計予算	6
	予算第12号議案 令和4年度神戸市公債費予算	38
III	関 連 議 案	
	第1号議案 神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件	47
	第2号議案 神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立 行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の件	49
	第3号議案 神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件	51
	第4号議案 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に 関する条例等の一部を改正する条例の件	54
	第5号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	64
	第6号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額 の特例に関する条例の件	66
	第7号議案 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸 市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を 改正する条例の件	68
	第8号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	71
	第9号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	76

I 令和4年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和4年度予算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と医療提供体制の安定的確保、市民生活・経済活動の維持・回復に最優先で取り組む。また、都市部に近接した海や里山などの神戸の豊かな自然環境を活かして、誰もが学び、働き、子育てし、住み続ける“まち”として神戸が選択されるよう、「まちの質」・「くらしの質」を重視した施策を強化し、SDGsの推進による「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、確かな歩みを進める。

with コロナ、ポスト・コロナ時代を見据え、スピード感をもって政策課題の解決に取り組み、未来の世代が過度な負担を背負い込むことがないよう、堅実な成長戦略により、さらなる都市の成長を促す好循環を創出する。令和の時代に間違いなく進化するテクノロジーを取り入れながら、持続可能な大都市経営を推進し、新時代をリードする施策を積極的に展開する。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材により質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「行財政改革方針 2025」に沿って市政改革を進める。改革を実現するためには、職員一人ひとりがDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組むことが重要であるため、神戸市クレドのさらなる浸透等により、職員の意識改革及び組織風土改革を推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

「やめる・へらす・かえる」の視点に基づく業務効率化を進める。全庁をあげて事務のあり方・進め方改革を遂行できるよう、業務プロセスの改善等を支援するとともに、全庁横断的な事務の効率化に取り組む。

また、人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底を図るとともに、内部統制の取組や事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報者保護制度の適正な運用に努める。

(4) 内部管理業務

本庁舎の管理を行うとともに、公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

(5) 区役所機能の強化

中央区新庁舎は令和4年7月の開設に向け、引き続き建設工事を進める。令和4年2月から暫定供用している玉津支所については、令和5年度の本設窓口開設に向け改修工事等を行う。

また、区役所業務改革として、市民課・保険年金医療課の定型的業務の外部委託を兵庫区役所・北神区役所で先行実施（市民課：令和3年10月～、保険年金医療課：令和4年4月～）するとともに、令和4年4月から、おくやみコーナーにおける死亡関連手続きのワンストップ化を兵庫区役所・北神区役所で先行実施する。

(6) マイナンバーカードの普及促進

行政のデジタル化、住民サービスの迅速化・効率化を推進するため、区役所・支所での交付体制を強化し、マイナンバーカードの普及促進を図る。

(7) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、多様化する行政課題に対応するため、多様な人材の確保や職員一人ひとりの能力の向上・活用、女性職員の活躍推進等に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度の運用を行う。

(8) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

市財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(9) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、委託契約における地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(10) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(11) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上をはかるため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、区役所業務改革と合わせて、市税の窓口業務の外部委託を兵庫区役所・北神区役所で先行実施する。

さらに、軽自動車税にかかる手続きについて、来庁を不要とし市民サービス向上を図るため電子申請及び郵送申請を導入するとともに、受付窓口を新長田合同庁舎に一元化するなど、税務業務改革を推進する。

(12) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章に関する事務等を行う。

(13) 多文化共生・国際交流の推進

増加する外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生社会を実現するため、外国人向けの情報提供・相談体制の充実、日本語学習支援に取り組むとともに、市民と在住外国人との交流推進や留学生支援等を実施する。神戸国際コミュニティセンターに新たに「(仮称)多文化共生コーディネーター」を配置し、在住外国人支援関連団体等のネットワーク化を図り、総合的な支援体制を充実させる。

また、神戸経済の活性化をめざし、高度外国人材が神戸で活躍できる仕組みを構築する施策を展開するとともに、シアトル市（米国）との姉妹都市提携65周年記念事業や海外でのシティプロモーションなどを通じて、国際都市・神戸としてのプレゼンス向上につなげる。

(14) 広報・広聴事業の充実

市民との直接対話やインターネット・ICTツールの活用により幅広く「市民の声」を聴き、施策実現例をホームページ等で積極的に発信し、市民参画を推進する。市民にとって分かりやすく、探しやすいホームページとFAQを再構築するとともに、市民からの問い合わせ・取りつきに対応する「総合コールセンター」と「代表交換」の更なる品質改善に取り組み、問い合わせ対応の円滑化を図る。

また、神戸市の施策や魅力を市内外のターゲット毎に効果的に届けるために、広報戦略部の司令塔機能を強化し、従来の媒体に加えデジタル媒体の積極的な活用や、外部人材・民間事業者の知見・スキルの活用による戦略的広報に取り組む。

(15) 市政情報の提供

市政情報室の運営を行うほか、市役所を訪れる市民に対する庁内案内などを行い、市民の利便性の向上を図る。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、個人情報保護制度のより円滑で適正な運用を図るとともに、法律等の市民相談窓口を設け、市民の日常生活の中で生じる様々な問題に対する相談を行う。

II 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 4 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市	税	308,348,615	
	1 市 民 税	147,859,027	
	2 固 定 資 産 税	116,035,171	
	3 軽 自 動 車 税	1,912,058	
	4 市 た ば こ 税	9,460,143	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	288,324	
	7 事 業 所 税	9,358,236	
	8 都 市 計 画 税	23,435,655	
2 地 方 譲 与 税		4,732,505	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,466,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,287,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	429,899	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	28,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	171,606	
3 利 子 割 交 付 金		253,999	
	1 利 子 割 交 付 金	253,999	
4 配 当 割 交 付 金		1,708,227	
	1 配 当 割 交 付 金	1,708,227	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,541,212	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,541,212	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,163,461	
	1 議 会 費	2,163,461	
2 総 務 費		46,465,734	
	1 総 務 費	39,513,956	
	2 企 画 費	65,661	
	3 徴 税 費	2,384,495	
	4 財 産 管 理 費	1,272,925	
	8 庁 舎 等 建 設 費	3,228,697	
15 諸 支 出 金		199,074,811	
	1 繰 出 金	190,922,445	
	2 過 年 度 支 出	1,800,000	
	3 雑 出	6,352,366	
16 予 備 費		1,200,000	
	1 予 備 費	1,200,000	

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	2 補 助 金	4,628,313	
	3 委 託 金	14,404	
19 県 支 出 金		2,426,162	
	2 補 助 金	57,076	
	3 委 託 金	2,369,086	
20 財 産 収 入		4,225,756	
	1 財 産 運 用 収 入	348,984	
	2 財 産 売 払 収 入	1,002,136	
	3 基 金 収 入	2,874,636	
21 寄 附 金		511,416	
	1 寄 附 金	511,416	
22 繰 入 金		20,477,815	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,097,750	
	2 基 金 繰 入 金	19,380,065	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		8,232,810	
	3 事 業 収 入	18,477	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 入	8,199,333	
25 市 債		94,078,000	
	1 市 債	94,078,000	
歳 入 合 計		580,314,961	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
歳 出 合 計		248,904,006	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	308,348,615	291,493,193	16,855,422	本款の説明21頁
2 地 方 譲 与 税	4,732,505	4,865,223	△132,718	
1 地方揮発油譲与税	1,466,000	1,467,579	△1,579	
1 地方揮発油 譲与税	1,466,000	1,467,579	△1,579	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,287,000	2,212,000	75,000	
1 自動車重量 譲与税	2,287,000	2,212,000	75,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	429,899	475,000	△45,101	
1 特別とん 譲与税	429,899	475,000	△45,101	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	549,662	△199,662	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	549,662	△199,662	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	28,000	27,982	18	
1 石油ガス 譲与税	28,000	27,982	18	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	171,606	133,000	38,606	
1 森林環境 譲与税	171,606	133,000	38,606	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	253,999	198,000	55,999	
1 利子割交付金	253,999	198,000	55,999	
1 利子割交付金	253,999	198,000	55,999	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	1,708,227	1,569,000	139,227	
1 配当割交付金	1,708,227	1,569,000	139,227	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 配当割交付金	1,708,227	1,569,000	139,227	配当割交付金の交付見込額
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,541,212	1,634,000	907,212	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	2,541,212	1,634,000	907,212	
1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	2,541,212	1,634,000	907,212	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得 割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得 割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7 法 人 事 業 税 交 付 金	3,828,950	3,184,165	644,785	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,828,950	3,184,165	644,785	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,828,950	3,184,165	644,785	法人事業税交付金の交付見込額
8 地方消費税交付金	35,756,021	33,555,398	2,200,623	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,756,021	33,555,398	2,200,623	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	35,756,021	33,555,398	2,200,623	地方消費税交付金の交付見込額
9 ゴルフ場利用税 交 付 金	346,918	321,693	25,225	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	346,918	321,693	25,225	
1 ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	346,918	321,693	25,225	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方 消 費 税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	881,000	643,000	238,000	
1 環境性能割 交 付 金	881,000	643,000	238,000	
1 環境性能割 交 付 金	881,000	643,000	238,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,506,000	6,595,000	△89,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,506,000	6,595,000	△89,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,506,000	6,595,000	△89,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	1,869,000	6,854,500	△4,985,500	
1 地方特例交付金	1,869,000	6,854,500	△4,985,500	
1 地方特例 交 付 金	1,869,000	6,854,500	△4,985,500	地方特例交付金の交付見込額
14 地 方 交 付 税	77,325,000	57,682,000	19,643,000	
1 地 方 交 付 税	77,325,000	57,682,000	19,643,000	
1 地 方 交 付 税	77,325,000	57,682,000	19,643,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	483,000	485,000	△2,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	483,000	485,000	△2,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	483,000	485,000	△2,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分 担 金 及 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 総 務 費 負 担 金	10,000	10,000	-	建物解体費負担金
17 使 用 料 及 手 数 料	807,836	769,273	38,563	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 使 用 料	51,273	51,877	△604	
1 総務使用料	51,273	51,877	△604	
1 市 役 所	9,390	9,780	△390	本庁舎喫茶等
2 区 役 所	27,193	27,732	△539	区庁舎駐車場等
3 公 会 堂	12,190	12,365	△175	集会室等
4 海外移住と 文化の交流 センター	2,500	2,000	500	会議室等
2 手 数 料	756,563	717,396	39,167	
2 総務手数料	755,942	716,775	39,167	
1 市 役 所	203,867	207,781	△3,914	税証明書等
2 区 役 所	552,075	508,994	43,081	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明等
3 市民手数料	621	621	-	
1 情報公開	621	621	-	情報公開
18 国 庫 支 出 金	4,642,717	4,672,187	△29,470	
2 補 助 金	4,628,313	4,651,058	△22,745	
1 総務費補助	4,628,313	4,651,058	△22,745	
1 社会保障・ 税番号制度 対応補助	1,108,085	2,023,673	△915,588	
3 文化庁 補助	14,692	17,637	△2,945	
5 地方創生 推進交付金	-	4,000	△4,000	
6 在住外国人 支援事業費 補助	5,536	5,748	△212	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	新型コロナウイルス 7 感染症対応 臨時交付金	3,500,000	2,600,000	900,000	
3	委 託 金	14,404	21,129	△6,725	
1	総務費委託金	13,858	15,583	△1,725	
	中長期在留者 2 住居地届出等 委 託 金	13,858	15,583	△1,725	
3	其 他 委 託 金	546	5,546	△5,000	
1	財政調査等 委 託 金	376	376	-	
6	人権啓発 活動 地方委託金	170	5,170	△5,000	
19	県 支 出 金	2,426,162	2,428,153	△1,991	
2	補 助 金	57,076	51,293	5,783	
1	総務費補助	500	500	-	
2	ひょうご 地域創生 交付金	500	500	-	
11	其 他 補 助	56,576	50,793	5,783	
1	石油貯蔵 施設立地 対策等補助	21,252	21,252	-	
3	委任事務 補 助	22,062	19,458	2,604	
4	市町振興 支援交付金	13,262	10,083	3,179	
3	委 託 金	2,369,086	2,376,860	△7,774	
1	総務費委託金	2,369,086	2,376,860	△7,774	
2	県税徴収 委 託 金	2,369,086	2,376,860	△7,774	
20	財 産 収 入	4,225,756	5,186,195	△960,439	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 財 産 運 用 収 入	348,984	335,231	13,753	
1 貸 地 料	321,032	307,347	13,685	
3 一 般 土 地	321,032	307,347	13,685	一般市有土地
2 貸 家 料	27,952	27,884	68	
2 職 員 寮	10,958	11,018	△60	待機宿舍等
7 一 般 建 物	16,994	16,866	128	一般市有建物
2 財 産 売 払 収 入	1,002,136	1,913,314	△911,178	
1 土 地 売 却 代	775,000	1,700,000	△925,000	
3 一 般 土 地	775,000	1,700,000	△925,000	一般市有土地売却代
2 建 物 売 却 代	100	100	-	
1 一 般 建 物	100	100	-	一般市有建物売却代
3 物 品 売 却 代	227,036	213,214	13,822	
1 行 財 政 局	227,036	213,214	13,822	共通物品等
3 基 金 収 入	2,874,636	2,937,650	△63,014	
1 基 金 収 入	2,874,636	2,937,650	△63,014	
1 都 市 整 備 等 基 金	21,906	15,384	6,522	預金利子等
2 公 債 基 金	2,839,763	2,909,106	△69,343	預金利子等
3 財 政 調 整 基 金	463	656	△193	預金利子
4 留 学 生 等 支 援 基 金	12,504	12,504	-	預金利子等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
21 寄 附 金	511,416	799,500	△288,084	
1 寄 附 金	511,416	799,500	△288,084	
2 其 他 寄 附	511,416	799,500	△288,084	
△ 市 長 室	-	100	△100	
3 行 財 政 局	511,416	799,400	△287,984	
22 繰 入 金	20,477,815	24,478,433	△4,000,618	
1 特 別 会 計 繰 入 金	1,097,750	1,659,632	△561,882	各会計からの共回事務費、退職給与金等の負担繰入
1 下 水 道 事 業 会 計 繰 入 金	228,031	313,324	△85,293	
1 一 般 経 費 繰 入	117,411	135,038	△17,627	
2 退 職 給 与 金 繰 入	110,620	178,286	△67,666	
2 港 湾 事 業 会 計 繰 入 金	368,797	532,773	△163,976	
1 一 般 経 費 繰 入	202,536	234,050	△31,514	
2 退 職 給 与 金 繰 入	166,261	298,723	△132,462	
3 新 都 市 整 備 事 業 会 計 繰 入 金	161,957	487,736	△325,779	
1 関 連 経 費 等 負 担 繰 入	131,247	400,782	△269,535	
2 退 職 給 与 金 繰 入	30,710	86,954	△56,244	
4 自 動 車 事 業 会 計 繰 入 金	147,938	128,152	19,786	
1 一 般 経 費 繰 入	147,938	128,152	19,786	
5 水 道 事 業 会 計 繰 入 金	191,027	197,647	△6,620	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	一般経費				
	1 繰入金	188,011	194,631	△6,620	
	2 特別給与金繰入金	3,016	3,016	-	
	2 基金繰入金	19,380,065	22,818,801	△3,438,736	基金の取り崩し及び運用による繰入
	1 基金繰入金	19,380,065	22,818,801	△3,438,736	
	1 都市整備等基金繰入金	1,712,576	2,597,274	△884,698	
	2 公債基金繰入金	17,651,193	20,205,231	△2,554,038	
	12 留学生等支援基金繰入金	16,296	16,296	-	
	23 繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
	1 繰越金	1	1	-	
	24 諸収入	8,232,810	8,184,117	48,693	
	3 事業収入	18,477	18,477	-	
	1 文書事務	18,477	18,477	-	港湾事業会計等からの郵送費収入
	6 過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 過年度収入	15,000	15,000	-	
	1 諸給与戻入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
	7 雑収入	8,199,333	8,150,640	48,693	
	2 延滞金加算金及過料	455,073	400,476	54,597	延滞金、加算金
	1 市税	454,973	400,376	54,597	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 一 般 土 地	100	100	-	
3 宝 く じ 収 入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
4 弁 償 金	10	10	-	
1 臨 時 運 行 許 可 票	10	10	-	臨時運行許可票弁償金
5 償 還 金	39,262	38,837	425	
2 市 役 所	28,038	28,065	△27	光熱水費等
3 区 役 所	10,624	10,172	452	区役所目的外使用許可 光熱水費等
45 公 会 堂	600	600	-	光熱水費等
6 受 講 料	700	700	-	
1 職 員 研 修 所 料 受 講	700	700	-	職員研修の受講料
9 雑 入	1,604,288	1,610,617	△6,329	
1 市 長 室	140,570	123,425	17,145	上海事務所運営負担金、広報紙KOBE広告料収入等
5 行 財 政 局	1,423,318	1,421,969	1,349	派遣職員の人件費受入等
6 文 化 ス ポ ー ツ 局	-	37,669	△37,669	設備使用料
17 市 会 事 務 局	40,400	27,554	12,846	
25 市 債	94,078,000	130,435,000	△36,357,000	
1 市 債	94,078,000	130,435,000	△36,357,000	起債承認見込額
1 民 生 債	3,553,000	6,546,000	△2,993,000	民生施設整備事業公債 3,553,000 千円
2 衛 生 債	3,702,000	2,579,000	1,123,000	神戸市民病院機構貸付金公債 3,262,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 440,000 千円

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 環 境 債	1,841,000	2,759,000	△918,000	埋立処分地建設事業公債 355,000 千円 収集車両整備事業公債 179,000 千円 環境工場整備事業公債 1,136,000 千円 事業所等整備事業公債 171,000 千円
4 土 木 債	18,058,000	21,151,000	△3,093,000	道路整備事業公債 12,939,000 千円 公園整備事業公債 1,321,000 千円 河川整備事業公債 1,240,000 千円 海岸保全事業公債 815,000 千円 港湾防災事業公債 1,620,000 千円 自然災害防止事業公債 123,000 千円
5 都 市 計 画 債	4,481,000	3,092,000	1,389,000	区画整理事業公債 100,000 千円 街路事業公債 4,381,000 千円
6 住 宅 債	188,000	128,000	60,000	住宅建設事業公債 188,000 千円
7 消 防 債	1,614,000	2,000,000	△386,000	消防施設整備事業公債 1,614,000 千円
8 教 育 債	10,871,000	10,575,000	296,000	学校教育施設整備事業公債 9,179,000 千円 社会教育施設整備事業公債 1,692,000 千円
9 其 他	17,721,000	14,800,000	2,921,000	危機管理対策事業公債 239,000 千円 庁舎等整備事業公債 3,387,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 1,607,000 千円 文化施設等整備事業公債 3,775,000 千円 商工施設等整備事業公債 1,028,000 千円 農政施設整備事業公債 151,000 千円 漁業施設整備事業公債 430,000 千円 農業基盤整備事業公債 108,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,720,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 4,350,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 371,000 千円 水道事業会計出資金公債 555,000 千円
10 臨時財政対策債	32,049,000	66,805,000	△34,756,000	
歳 入 合 計	580,314,961	586,365,032	△6,050,071	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	308,348,615	291,493,193	16,855,422	5.8	
現 年 課 税 分	306,658,926	286,849,621	19,809,305	6.9	
滞 納 繰 越 分	1,689,689	4,643,572	△2,953,883	△ 63.6	
1 市 民 税	147,859,027	136,730,576	11,128,451	8.1	
現 年 課 税 分	146,844,514	135,266,017	11,578,497	8.6	
滞 納 繰 越 分	1,014,513	1,464,559	△450,046	△ 30.7	
1 個 人	126,237,035	120,845,464	5,391,571	4.5	
現 年 課 税 分	125,248,966	119,620,660	5,628,306	4.7	
当 年 度 分	124,743,186	119,059,510	5,683,676	4.8	
所 得 割	121,938,669	116,287,780	5,650,889	4.9	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,804,517	2,771,730	32,787	1.2	年額3,900円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	505,780	561,150	△55,370	△ 9.9	
滞 納 繰 越 分	988,069	1,224,804	△236,735	△ 19.3	
2 法 人	21,621,992	15,885,112	5,736,880	36.1	
現 年 課 税 分	21,595,548	15,645,357	5,950,191	38.0	
当 年 度 分	21,019,894	15,025,062	5,994,832	39.9	
法 人 税 割	15,603,448	9,621,670	5,981,778	62.2	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,416,446	5,403,392	13,054	0.2	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
	過 年 度 分	575,654	620,295	△44,641	△ 7.2	
	滞 納 繰 越 分	26,444	239,755	△213,311	△ 89.0	
2	固 定 資 産 税	116,035,171	111,903,995	4,131,176	3.7	
	現 年 課 税 分	115,586,046	109,059,855	6,526,191	6.0	
	滞 納 繰 越 分	449,125	2,844,140	△2,395,015	△ 84.2	
1	固 定 資 産 税	115,338,654	111,199,406	4,139,248	3.7	
	現 年 課 税 分	114,889,529	108,355,266	6,534,263	6.0	
	当 年 度 分	114,636,862	108,193,972	6,442,890	6.0	
	土 地	38,030,768	37,388,291	642,477	1.7	課税標準額の1.4/100
	家 屋	59,017,449	54,772,832	4,244,617	7.7	”
	償 却 資 産	17,588,645	16,032,849	1,555,796	9.7	”
	過 年 度 分	252,667	161,294	91,373	56.6	
	滞 納 繰 越 分	449,125	2,844,140	△2,395,015	△ 84.2	
2	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	696,517	704,589	△8,072	△ 1.1	
	現 年 課 税 分	696,517	704,589	△8,072	△ 1.1	
	国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	696,517	704,589	△8,072	△ 1.1	
3	軽 自 動 車 税	1,912,058	1,786,479	125,579	7.0	
	1 軽 自 動 車 税	27,682	31,707	△4,025	△ 12.7	1台当たり年額2,000円～12,900円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
滞 納 繰 越 分	27,682	31,707	△4,025	△ 12.7	
2 環 境 性 能 割	107,111	61,000	46,111	75.6	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
現 年 課 税 分	83,244	61,000	22,244	36.5	
過 年 度 分	23,867	-	23,867	皆増	
3 種 別 割	1,777,265	1,693,772	83,493	4.9	
現 年 課 税 分	1,777,265	1,693,772	83,493	4.9	
4 市 た ば こ 税	9,460,143	9,248,607	211,536	2.3	製造たばこ1,000本につき 6,552円
1 市 た ば こ 税	9,460,143	9,248,607	211,536	2.3	
現 年 課 税 分	9,460,143	9,248,607	211,536	2.3	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	288,324	151,954	136,370	89.7	宿泊客:1人1日150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	288,324	151,954	136,370	89.7	
現 年 課 税 分	288,324	151,729	136,595	90.0	
滞 納 繰 越 分	-	225	△225	皆減	
7 事 業 所 税	9,358,236	9,406,164	△47,928	△ 0.5	
1 事 業 所 税	9,358,236	9,406,164	△47,928	△ 0.5	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
現 年 課 税 分	9,343,880	9,241,406	102,474	1.1	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
当 年 度 分	9,258,117	9,204,172	53,945	0.6	
過 年 度 分	85,763	37,234	48,529	130.3	
滞 納 繰 越 分	14,356	164,758	△150,402	△ 91.3	
8 都 市 計 画 税	23,435,655	22,265,417	1,170,238	5.3	
1 都 市 計 画 税	23,435,655	22,265,417	1,170,238	5.3	
現 年 課 税 分	23,251,643	22,127,235	1,124,408	5.1	
当 年 度 分	23,245,505	22,123,848	1,121,657	5.1	
土 地	10,602,033	10,404,656	197,377	1.9	課税標準額の0.3/100
家 屋	12,643,472	11,719,192	924,280	7.9	”
過 年 度 分	6,138	3,387	2,751	81.2	
滞 納 繰 越 分	184,012	138,182	45,830	33.2	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,163,461	2,291,969	△ 128,508	-	54,000	40,400	2,069,061
1 議 会 費	2,163,461	2,291,969	△ 128,508	-	54,000	40,400	2,069,061
1 議 員 費	1,305,271	1,338,042	△ 32,771	-	-	-	1,305,271
2 職 員 費	311,278	334,191	△ 22,913	-	-	-	311,278
3 運 営 費	546,912	619,736	△ 72,824	-	54,000	40,400	452,512

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,305,271 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 311,278 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 546,912 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	46,465,734	53,594,331	△ 7,128,597	3,512,303	2,277,000	5,638,647	35,037,784
1 総 務 費	39,513,956	41,386,465	△ 1,872,509	1,143,217	535,000	3,877,678	33,958,061
1 職 員 費	29,387,431	30,941,050	△ 1,553,619	470,446	-	854,467	28,062,518
2 総 務 管 理 費	3,983,348	4,264,132	△ 280,784	376	534,000	1,911,648	1,537,324
3 区 政 費	4,340,485	4,504,671	△ 164,186	651,997	1,000	929,234	2,758,254
4 文 書 事 務 費	114,476	114,476	0	-	-	18,477	95,999
5 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	415,456	376,642	38,814	-	-	12,363	403,093
6 渉 外 費	372,950	428,606	△ 55,656	20,398	-	41,840	310,712
7 広 報 費	640,956	481,323	159,633	-	-	97,993	542,963
8 広 聴 費	195,854	213,252	△ 17,398	-	-	-	195,854
9 相 楽 園 会 館 費	9,318	8,233	1,085	-	-	9,336	△ 18
11 住 居 表 示 整 備 費	3,134	3,242	△ 108	-	-	-	3,134
12 情 報 提 供 費	50,548	50,838	△ 290	-	-	2,320	48,228

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 40,536 千円
行財政局 29,346,895 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、業務改革、庁舎、法務支援、行政管理、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 18,823 千円
行財政局 3,964,525 千円

(第3目)区政費

本目は、区役所の一般管理経費、区の個性をのばすまちづくり事業、市民サービスの向上等区政振興に要する経費である。

行財政局 4,340,485 千円

(第4目)文書事務費

本目は、郵送事務等の文書集中管理に要する経費である。

行財政局 114,476 千円

(第5目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 415,456 千円

(第6目)渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 372,950 千円

(第7目)広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 640,956 千円

(第8目)広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 195,854 千円

(第9目)相楽園会館費

本目は、相楽園会館の管理運営に要する経費である。

行財政局 9,318 千円

(第11目)住居表示整備費

本目は、住居表示に要する経費である。

行財政局 3,134 千円

(第12目)情報提供費

本目は、市政情報の提供・市民相談等に要する経費である。

市長室 50,548 千円

(項)企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	65,661	68,297	△ 2,636	-	-	30,252	35,409
2 総 合 調 査 費	56,050	59,084	△ 3,034	-	-	29,972	26,078
3 行 政 調 査 費	9,611	9,213	398	-	-	280	9,331

(第2目)総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 56,050 千円

(第3目)行政調査費

本目は、文書館の管理運営に要する経費である。

行財政局 9,611 千円

(項)徴税費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	2,384,495	2,607,889	△ 223,394	2,369,086	-	14,000	1,409
1 賦 課 徴 収 費	2,384,019	2,605,987	△ 221,968	2,369,086	-	14,000	933
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	476	1,902	△ 1,426	-	-	-	476

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	559,230 千円
2 市税機械処理関係経費	797,545 千円
3 税務事務に要する経費	988,424 千円
4 税務広報に要する経費	3,820 千円
5 還付加算金	35,000 千円

行財政局 2,384,019 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 476 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	1,272,925	2,207,315	△ 934,390	-	175,000	1,090,141	7,784
1 財 産 管 理 費	1,272,925	2,207,315	△ 934,390	-	175,000	1,090,141	7,784

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	395,351 千円
2 損害保険料	48,740 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 不動産取得及び連絡調整に要する経費	2,206 千円
5 規準地の鑑定料等に要する経費	2,419 千円
6 不動産評価審議会等の経費	1,341 千円
7 国土利用計画法に基づく事務等の経費	962 千円
8 都市整備等基金の積立	721,906 千円

行財政局 1,272,925 千円

(項)庁舎等建設費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
8 庁 舎 等 建 設 費	3,228,697	7,324,365	△ 4,095,668	-	1,567,000	626,576	1,035,121
1 区役所等庁舎整備費	3,228,697	7,324,365	△ 4,095,668	-	1,567,000	626,576	1,035,121

(第1目)区役所等庁舎整備費

本目は、区役所等庁舎整備に要する経費である。

行財政局 3,228,697 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	199,074,811	191,876,761	7,198,050	14,004,835	5,276,000	30,595,257	149,198,719
1 繰 出 金	190,922,445	183,496,192	7,426,253	14,004,835	5,276,000	27,754,542	143,887,068
1 市 場 事 業 費 へ 繰 出 金	163,815	86,114	77,701	-	-	-	163,815
2 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 へ 繰 出 金	367,396	509,198	△ 141,802	-	-	-	367,396
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	16,940,311	16,851,476	88,835	8,897,277	-	-	8,043,034
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 へ 繰 出 金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 農 業 集 落 排 水 事 業 費 へ 繰 出 金	896,956	952,186	△ 55,230	-	-	-	896,956
6 市 街 地 再 開 発 事 業 費 へ 繰 出 金	2,042,096	2,412,103	△ 370,007	-	-	-	2,042,096
7 市 営 住 宅 事 業 費 へ 繰 出 金	801,037	2,013,989	△ 1,212,952	-	-	-	801,037
8 介 護 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	24,494,112	23,828,518	665,594	1,775,867	-	-	22,718,245
9 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 へ 繰 出 金	22,188,419	21,509,113	679,306	3,331,691	-	-	18,856,728
10 公 債 費 へ 繰 出 金	99,660,270	93,912,373	5,747,897	-	-	21,191,442	78,468,828
11 下 水 道 事 業 会 計 出 金	4,409,485	4,514,759	△ 105,274	-	-	-	4,409,485
12 港 湾 事 業 会 計 出 金	7,922,751	8,163,315	△ 240,564	-	-	6,428,100	1,494,651
13 自 動 車 事 業 会 計 出 金	1,353,886	809,904	543,982	-	-	-	1,353,886
14 高 速 鉄 道 事 業 会 計 出 金	9,076,134	7,401,158	1,674,976	-	4,721,000	135,000	4,220,134
15 水 道 事 業 会 計 出 金	600,769	526,474	74,295	-	555,000	-	45,769
16 工 業 用 水 道 事 業 会 計 出 金	1,008	1,512	△ 504	-	-	-	1,008

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	163,815 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	367,396 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	16,940,311 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○農業集落排水事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	896,956 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	2,042,096 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	801,037 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	24,494,112 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	22,188,419 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	99,660,270 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,409,485 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	7,922,751 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	1,353,886 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	9,076,134 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	600,769 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,008 千円
	行財政局	190,922,445 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	0	-	-	-	1,800,000
1 過 年 度 支 出	1,800,000	1,800,000	0	-	-	-	1,800,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,800,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	6,352,366	6,580,569	△ 228,203	-	-	2,840,715	3,511,651
1 諸 費	6,352,366	6,580,569	△ 228,203	-	-	2,840,715	3,511,651

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 6,352,366 千円

(項)予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000

行財政局 1,200,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
広報紙制作	令和4年度～令和6年度	65,000	広報紙制作に要する経費
令和4年度地方債証券共同発行連帯債務	令和4年度～令和14年度	1,180,000,000 外に利息相当額	令和4年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務
歴史・公文書館整備	令和4年度～令和5年度	69,000	歴史・公文書館の整備に要する経費
庁舎等借上料	令和4年度～令和7年度	89,000	庁舎等の借り上げに要する経費
本庁舎2号館再整備事業	令和4年度～令和9年度	11,000,000	再整備後の市役所本庁舎2号館庁舎機能の取得に要する経費
区役所等総合窓口運営	令和4年度～令和7年度	63,000	区役所等総合窓口の運営に要する経費
時間外特別窓口運営	令和4年度～令和7年度	33,000	時間外特別窓口の運営に要する経費
区役所窓口案内人材派遣	令和4年度～令和6年度	154,000	区役所案内業務・おくやみ手続き案内業務等の人材派遣に要する経費
区役所繁忙期対策	令和4年度～令和5年度	4,000	区役所繁忙期の人材派遣雇用に要する経費
税務事務人材派遣等	令和4年度～令和5年度	162,000	税務事務人材派遣等に要する経費
税務システム等運用保守	令和4年度～令和6年度	15,000	税務システム等の運用・保守に要する経費
納税案内センター業務委託	令和4年度～令和7年度	196,000	納税案内センターの業務委託に要する経費
区庁舎改修	令和4年度～令和5年度	15,000	区庁舎の改修に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	3,553,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により, 借り 入れる(他の地 方公共団体との 共同発行を含 む。)	9%以内(ただ し, 利率見直し 方式で借り入れ る資金につい て, 利率の見直 しを行った後 においては, 当 該見直し後の利 率)	借入日の翌日か ら据置期間を含 め, 30年以内に 毎年度元利均等 その他の方法に より償還する。た だし, 財政上の 都合等により定 額以上を償還 し, 又は借り換 えることができる。 政府資金を借り 入れる場合は, その融資条件に よる。
神戸市民病院機構貸付金	3,262,000			
保健衛生施設整備事業	440,000			
埋立処分地建設事業	355,000			
収集車両整備事業	179,000			
環境工場整備事業	1,136,000			
事業所等整備事業	171,000			
道路整備事業	12,939,000			
公園整備事業	1,321,000			
河川整備事業	1,240,000			
海岸保全事業	815,000			
港湾防災事業	1,620,000			
自然災害防止事業	123,000			
区画整理事業	100,000			
街路事業	4,381,000			
住宅建設事業	188,000			
消防施設整備事業	1,614,000			
学校教育施設整備事業	9,179,000			
社会教育施設整備事業	1,692,000			
危機管理対策事業	239,000			
庁舎等整備事業	3,387,000			
区総合庁舎整備事業	1,607,000			
文化施設等整備事業	3,775,000			
商工施設等整備事業	1,028,000			
農政施設整備事業	151,000			
漁業施設整備事業	430,000			
農業基盤整備事業	108,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,720,000			
高速鉄道事業会計出資金	4,350,000			
高速鉄道事業会計補助金	371,000			
水道事業会計出資金	555,000			
臨時財政対策債	32,049,000			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び
令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高見込額	令和4年度中増減見込み		令和4年度末 現在高見込額
			令和4年度中 起債見込額	令和4年度中 元金償還見込額	
1 普通債	445,435,056	511,197,314	44,308,000	29,542,931	525,962,383
(1) 民生債	18,861,520	28,311,520	3,553,000	1,119,000	30,745,520
(2) 衛生債	59,823,401	60,450,188	3,702,000	5,496,426	58,655,762
(3) 環境債	47,734,779	48,454,971	1,841,000	1,350,298	48,945,673
(4) 土木債	120,799,083	154,161,257	18,058,000	6,742,143	165,477,114
(5) 都市計画債	66,779,749	65,839,753	4,481,000	5,469,485	64,851,268
(6) 住宅債	1,707,022	1,805,131	188,000	114,231	1,878,900
(7) 消防債	14,871,068	16,482,498	1,614,000	289,824	17,806,674
(8) 教育債	114,858,434	135,691,996	10,871,000	8,961,524	137,601,472
2 災害復旧債	4,145,689	4,724,829	-	395,817	4,329,012
3 その他	144,693,827	152,313,836	17,721,000	17,355,130	152,679,706
(1) 出資金	74,586,819	72,279,781	4,905,000	4,707,692	72,477,089
(2) 貸付金	37,171,322	37,036,583	1,720,000	4,323,473	34,433,110
(3) その他	32,935,686	42,997,472	11,096,000	8,323,965	45,769,507
4 減税補てん債	23,840,500	22,940,000	-	531,000	22,409,000
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	558,370,137	590,885,619	32,049,000	11,688,442	611,246,177
7 退職手当債	5,818,000	5,818,000	-	-	5,818,000
8 減収補てん債	-	-	-	-	0
9 猶予特例債	2,800,000	-	-	-	0
合 計	1,185,902,210	1,288,678,599	94,078,000	59,513,320	1,323,243,279

(予算第 12 号議案)

令和 4 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1	繰 入 金	218,976,548	
	1 他 会 計 繰 入 金	177,632,593	
	2 基 金 繰 入 金	41,343,955	
2	市 債	44,786,000	
	1 市 債	44,786,000	
歳 入 合 計		263,762,548	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1	公 債 費	263,762,548	
	1 公 債 費	263,762,548	
歳 出 合 計		263,762,548	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	218,976,548	211,284,610	7,691,938	
1 他 会 計 繰 入 金	177,632,593	179,294,923	△ 1,662,330	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料その他公債諸費に充当するための各会計からの繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	99,660,270	93,912,373	5,747,897	
1 元 金	31,770,920	28,626,611	3,144,309	
2 利 子	10,156,490	10,398,230	△ 241,740	
3 公 債 諸 費	769,160	973,310	△ 204,150	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	56,933,700	53,884,222	3,049,478	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	324,313	187,876	136,437	
1 元 金	195,775	122,642	73,133	
2 利 子	68,286	55,385	12,901	
3 公 債 諸 費	9,152	9,849	△ 697	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	51,100	-	51,100	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	110,441	238,378	△ 127,937	
1 元 金	82,916	224,637	△ 141,721	
2 利 子	10,724	12,566	△ 1,842	
3 公 債 諸 費	1,701	1,175	526	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	15,100	-	15,100	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 農業集落排水 事業費 繰入金	781,248	824,186	△ 42,938	
1 元 金	630,253	669,862	△ 39,609	
2 利 子	91,011	106,926	△ 15,915	
3 公 債 諸 費	1,684	998	686	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	58,300	46,400	11,900	
5 市街地再開 事業費 繰入金	2,708,367	2,893,503	△ 185,136	
1 元 金	124,600	195,889	△ 71,289	
2 利 子	215,889	243,216	△ 27,327	
3 公 債 諸 費	25,078	15,698	9,380	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,342,800	2,438,700	△ 95,900	
6 市営住宅 事業費 繰入金	9,287,149	10,162,102	△ 874,953	
1 元 金	5,788,399	6,619,007	△ 830,608	
2 利 子	887,531	1,088,136	△ 200,605	
3 公 債 諸 費	47,519	37,759	9,760	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,563,700	2,417,200	146,500	
7 下水道 事業会計 繰入金	8,782,030	8,936,927	△ 154,897	
1 元 金	6,781,877	6,860,241	△ 78,364	
2 利 子	1,933,168	2,022,404	△ 89,236	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	3 公 債 諸 費	66,985	54,282	12,703	
8	港 湾 事 業 会 計 金 繰 入 金	17,995,609	16,701,305	1,294,304	
	1 元 金	15,623,979	14,274,632	1,349,347	
	2 利 子	1,751,020	1,808,188	△ 57,168	
	3 公 債 諸 費	113,810	105,685	8,125	
	4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	506,800	512,800	△ 6,000	
9	新 都 市 整 備 事 業 会 計 金 繰 入 金	21,145,715	28,691,424	△ 7,545,709	
	1 元 金	20,804,000	28,337,000	△ 7,533,000	
	2 利 子	340,300	351,931	△ 11,631	
	3 公 債 諸 費	1,415	2,493	△ 1,078	
10	自 動 車 事 業 会 計 金 繰 入 金	392,285	317,753	74,532	
	1 元 金	339,799	268,696	71,103	
	2 利 子	42,949	42,409	540	
	3 公 債 諸 費	9,537	6,648	2,889	
11	高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	13,961,644	13,870,834	90,810	
	1 元 金	11,821,016	11,567,465	253,551	
	2 利 子	2,067,394	2,242,072	△ 174,678	
	3 公 債 諸 費	73,234	61,297	11,937	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
12 水道事業会計 繰入金	2,209,023	2,253,082	△ 44,059	
1 元 金	1,790,872	1,795,229	△ 4,357	
2 利 子	418,151	457,853	△ 39,702	
13 工業用水道事業会計 繰入金	274,499	305,180	△ 30,681	
1 元 金	216,710	245,809	△ 29,099	
2 利 子	57,771	59,359	△ 1,588	
3 公債諸費	18	12	6	
2 基金繰入金	41,343,955	31,989,687	9,354,268	公債基金からの繰入金
1 公債基金繰入金	41,343,955	31,989,687	9,354,268	
1 元 金	41,175,664	31,845,135	9,330,529	
2 利 子	145,091	144,531	560	
3 公債諸費	23,200	21	23,179	
2 市 債	44,786,000	54,350,000	△ 9,564,000	
1 市 債	44,786,000	54,350,000	△ 9,564,000	
1 借換債	44,786,000	54,350,000	△ 9,564,000	公募債等の借換額
歳入合計	263,762,548	265,634,610	△ 1,872,062	

3 歳出予算の説明

(項)公債費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	263,762,548	265,634,610	△ 1,872,062	-	44,786,000	119,316,278	99,660,270
1 公 債 費	263,762,548	265,634,610	△ 1,872,062	-	44,786,000	119,316,278	99,660,270
1 元 金	173,636,787	176,710,355	△ 3,073,568	-	44,786,000	97,154,260	31,696,527
2 利 子	18,185,775	19,033,206	△ 847,431	-	-	8,029,285	10,156,490
3 公 債 諸 費	1,142,493	1,269,227	△ 126,734	-	-	373,333	769,160
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	70,767,493	68,591,822	2,175,671	-	-	13,759,400	57,008,093

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	173,636,787 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	18,185,775 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,142,493 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	62,471,500 千円
○ 公債基金への積立	8,295,993 千円

地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び 令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 2 年 度 末 現 在 高	令 和 3 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 4 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 4 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 4 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 4 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	25,443,394	29,172,759	8,295,993	8,780,864	28,687,888

Ⅲ 関 連 議 案

第 1 号議案

神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の件

神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は
監査委員 4

(3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、
消防長又は地方公営企業の管理者 2

(4) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の本市に対する損害賠償責任を一部免責するに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 2 号議案

神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の件

神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、市が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）に係る基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項各号列記以外の部分に規定する基準報酬年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、法第19条の2第4項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について法第22条第1項の規定による市長の認可を受けた日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

理 由

地方独立行政法人の役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定に基づく役員等が賠償の責任を負わなければならない最低限の額を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 3 号議案

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
 (区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市区の設置等に関する条例（平成31年 3 月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)				(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)			
第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。				第 3 条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。			
区名	名称	位置	所管区域	区名	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中央区	[略]	神戸市中央区 東町115番地	[略]	中央区	[略]	神戸市中央区 雲井通 5 丁目 1 番 1 号	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

2、3 [略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第2条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央福祉事務所	神戸市中央区	[略]	神戸市中央福祉事務所	神戸市中央区	[略]
	東町115番地			雲井通5丁目1番1号	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(保健所及び保健センター条例の一部改正)

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例(平成10年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央保 健センター	神戸市中央区東町115 番地	神戸市中央保 健センター	神戸市中央区雲井通5 丁目1番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

中央区役所を移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 4 号議案

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関
する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例
に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例の一部改正)

第 1 条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特
例に関する条例（平成31年 3 月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 図書館、博物館、美術館、公民	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 図書館、博物館、美術館、公民

<p>館、<u>神戸市立婦人会館</u>、<u>神戸市立青少年科学館</u>及び<u>神戸市生涯学習支援センター</u>（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p>館、<u>婦人会館</u>及び<u>神戸市生涯学習支援センター</u>（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>
--	--

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第2条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>神戸市教育委</td> <td style="text-align: center;">指定管理者の候補</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	神戸市教育委	指定管理者の候補
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
神戸市教育委	指定管理者の候補														

		員会指定管理 者選定評価委 員会	者の選定及び指定 管理者の行った公 の施設の管理に係 る評価に関する事 務
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市税等徴収業務手当</u></p> <p>(2)～(36) [略]</p> <p>(<u>市税等徴収業務手当</u>)</p> <p>第4条 <u>市税等徴収業務手当</u>は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う<u>市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の滞納</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市税徴収業務手当</u></p> <p>(2)～(36) [略]</p> <p>(<u>市税徴収業務手当</u>)</p> <p>第4条 <u>市税徴収業務手当</u>は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う<u>市税</u>の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その</p>

徴収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

額は、日額200円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(青少年科学館条例の一部改正)
- 2 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>市長</u>が</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業 (入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>教育委</u></p>

定める額とする。

3 市長は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数を乗じて得た額）の範囲内で市長が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理

員会が定める額とする。

3 教育委員会は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数を乗じて得た額）の範囲内で教育委員会が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定め

由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許

る特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める者

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところによ

可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

り、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 教育委員会は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

(1) [略]

(2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>規則</u> で定める行為をする場合	[略]

項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間
その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第4条関係）

(1) [略]

(2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>教育委員会規則</u> で定める行為をする場合	[略]

（青少年科学館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市立青少年科学館条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

理 由

組織等の改正等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 5 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,110</u>人(うち福祉事務所職員 <u>1,002</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,203</u>人(うち教育職員 <u>8,383</u>人)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,120</u>人(うち福祉事務所職員 <u>803</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,274</u>人(うち教育職員 <u>8,429</u>人)</p>

(6) 消防職員 <u>1,459人</u>	(6) 消防職員 <u>1,460人</u>
(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>1,008人</u>	(9) 交通局の職員 <u>994人</u>
(10) 水道局の職員 <u>609人</u>	(10) 水道局の職員 <u>657人</u>
(11) 合計 <u>20,488人</u>	(11) 合計 <u>20,604人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 6 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 9 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 40 を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日を含む前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第 4 条第 2 項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用範囲）

- 2 この条例の規定は、本則第 1 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第 2 号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

（特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の廃止）

- 3 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額

の特例に関する条例（令和3年3月条例第41号）は、廃止する。

理 由

市長及び副市長の退職手当について減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 7 号議案

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例（平成 14 年 12 月 条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 4 年 4 月分</u> から <u>令和 5 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝ給与に	<u>令和 3 年 4 月分</u> から <u>令和 4 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものゝ給与に

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和4年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和3年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の212.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の212.5</u>（市長にあつては<u>100分の212.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の212.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の205</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の205</u>（市長にあつては<u>100分の205</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の205</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給調整手当) 第 10 条の 7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては 35 年以内、第 2 号に掲げる職に係るものに	(初任給調整手当) 第 10 条の 7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては 35 年以内、第 2 号に掲げる職に係るものに

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
251,200円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(再任用職員を除く。)の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
160,400円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考

- 1 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

[略]

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条、第3条 [略]

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="268 1005 368 1039">附 則</p> <p data-bbox="197 1070 767 1167">(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)</p> <p data-bbox="164 1196 778 1975">第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者<u>の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>に満たないときは、<u>給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定</p>	<p data-bbox="911 1005 1011 1039">附 則</p> <p data-bbox="861 1070 1326 1104">(退職手当に関する経過措置)</p> <p data-bbox="809 1196 1426 1919">第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者<u>が施行日の前日に受けていた給料月額</u>に満たないときは、<u>施行日の前日に受けていた給料月額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>

する給料月額とする。	
------------	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条～第 7 条 [略]

理 由

人事・給与制度の見直し等を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 9 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p> <p><u>(10の3) 住民基本台帳法第15条の4</u></p> <p><u>第 1 項、第 3 項（同法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第 4 項の規定に基づく住民票除票に記録されている事項を記載した書類の交付</u></p> <p><u>1 通につき 300円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p>

(10の4) 住民基本台帳法第15条の4
第1項、第3項（同法第30条の51
の規定により読み替えて適用され
る場合を含む。）又は第4項の規定
に基づく住民票除票に記載をした
事項に関する証明書の交付 1通
につき 300円

(10の5) [略]

(10の6) 住民基本台帳法第21条の3
第1項、第3項又は第4項の規定に
基づく戸籍の附票の除票の写しの
交付 1通につき 300円

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園又は附属施設の
使用許可書の書換え又は再交付
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律（令和元年法
律第57号）第15条第2項の規定に
基づく輸出証明書の発行の申請に
対する審査 1件につき 870円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師等に関する法律
（昭和33年法律第76号）第20条の

(10の3) [略]

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園条例施行規則（昭
和41年3月規則第114号）第11条の
規定に基づく墓園又は附属施設の
使用許可書の書換え又は再交付
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律（令和元年法
律第57号）第15条第2項の規定に
基づく輸出証明書の発行の申請
に対する審査 1件につき 870
円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師、衛生検査技師等
に関する法律（昭和33年法律第76

3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 8 万円

(58) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 6 万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

号) 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 8 万円

(58) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 6 万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

る法律施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>9万8,000円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万5,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

る法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>11万円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万7,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第8 7の項及び9の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例別表第8 7の項及び9の項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。